

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年10月16日（木）

2 開会日時及び場所

令和7年10月16日（木） 午後1時45分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C

3 閉会日時 令和7年10月16日（木） 午後2時45分

4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 真平 （3番）小山 翼 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治
（11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悅子 （14番）末廣 儀久
（15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（7番）木原 伸二 （10番）貞平 克己

(3)農地利用最適化推進委員 三戸 靖博

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 栗原 努

〃 事務局長補佐 砂田 智子

〃 書記 福田 謙一郎

〃 書記 徳永 有華

〃 書記 筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機関間契約）

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案について（機関・受け手間契約）

議案第62号 農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）

議案第63号 令和8年度防府市農業施策等に関する意見書（別冊）

報告第63号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第64号 農地法第18条（通知）

報告第 65 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 66 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 67 号 現況証明書の発行について

報告第 68 号 農地所有適格法人報告書について

報告第 69 号 地域計画の変更について（別冊）

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4 番 関谷 芳広委員

6 番 倉重 俊則委員

午後 1 時 45 分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから令和 7 年度 10 月の月例総会を開催いたします。

本日は、7 番、木原委員、10 番、貞平委員が欠席でございます。過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。
それでは、会長に御挨拶をいただいた後に、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、4 番の関谷委員さん、6 番の倉重委員さんにお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案第 57 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の 1 ページ、資料の 1 ページからです。

議案第 57 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今回の申請は 7 件になります。
目的については、所有権の移転が 7 件です。

譲受理由は、相手方の要望によるが 1 件、新規就農が 1 件、耕作便利が 5 件です。譲渡理由は、耕作困難が 7 件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13 番 13 番の熊安悦子です。農地法第 3 条の件です。1 番の議案 57 号の 1 は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを 10 月 6 日に事務局お二人と藤井会長と私の 4 人で行いましたので、御報告いたします。

現地は、――より 100m くらい南東にあります。譲受人の――がちょうどおられまし

て、お話を伺ったところ、譲渡人は、——のため耕作困難ということで、————農地
—————m²を不動産屋にお願いされていました。

譲受人は、不動産屋さんからの紹介で、————を購入されました。

3ページを御覧ください。

今回は、————畠を作りたいとの申請です。

許可基準判定表の判断に基づき、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件について、必要な機械の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、これらの法律その他の農業に関する法令の遵守の状況から見て、取得後において効率的にされると認められます。

第2号、第3号、第4号、第5号、第6号とも全てを満たしていると判断いたします。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第57号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を10月6日に事務局お二人と藤井会長、私の4人で行い、倉庫確認などを10月14日に行いましたので、御報告いたします。

現地は、————より————mくらい北の道沿いにあります。お話を伺ったところ、渡人は耕作困難とのことで、今まで他の方に貸しておられましたが、今回の——のため、譲受人は、農地—————ので、————農地を譲り受けことになりました。

7ページを御覧ください。

3条、————で畠————m²、5条で後からまた出てきますが、————で————m²の議案が出てまいります。

譲受人の農機具倉庫も確認いたしました。畠の耕作は、————手伝ってもらいますとのことでした。

8ページの営農計画書を御覧ください。主に自家用に消費されるそうです。畠を見せていただきましたが、マルチなし、農薬なしで、手入れもとても行き届いておりました。

————の耕作農地は——名義で、————畠————m²だそうです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、1号の全部効率利用要件から2号、3号、4号、5号、6号と全てを満たしております。

皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第57号の3は、所有権移転の申請です。現地確認を10月6日、事務局お二人と藤井会長と私の4人で行い、また、農機具類のことで11日土曜日16時に――――へ行って確認してまいりましたので、御報告いたします。

譲渡人——とお話を電話でいたしました。そのとき、――――――で、――――――、また、――――――、一筆もの田畠は維持できなく、譲受人を探しておられ、――からの紹介で今回の譲受人が決まったそうです。――――――のことです。

譲受人は一歳です。——農業者がどんどん増えるように、自分自身がもっと努力したいと話されていました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、全てを満たしております。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 畠議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○6番 6番、倉重です。議案の表によると、これは作付面積が、経営面積が何も書いていないんですが、これは——だから書いていないということでしょうかね。実際に——耕作されている面積はどのぐらいでしょうか。——ということであろうかと思いますが。

○13番 私、答えてよろしいでしょうか。

○藤井会長 どうぞ。お願いします。

○13番 ——のほうでも今一反ぐらい、一反じやない、もっと多かったかな、たくさん作っておられました。——はまだいろいろ聞いておられている段階みたいで、防府に来たら防府のまた——にもなりたいということをお話したら、——っていうことになるでしょうと言わされましたということでした。

○藤井会長 事務局、説明して。面積の件。

○事務局 面積の件はちょっと今あれなんですが、——のほうで今、特に口頭契約っていうことでやられているっていうことは聞いております。今後隨時、貸借であったりとか、中間管理機構を使っての貸借もしくは売買等を行う予定というふうに聞いております。

○6番 では、もうちょっと。ということは、——やるよという心構えだろうかと思うんですが、そういうことありますかね。それとあと、——のほうの農地の状態はいかがでしたか。

○13番 実際、私も行ってみて、農機具がどういうふうになっているのか確認いたしました。そうしたら、今のところ大分中古とかそういうのももらって、トラクターとか耕運機とか、いろいろ稲作に必要なものとか、脱穀の関係ですかね、そういうのも全部倉庫に入っていました。また、防府に来られたら、防府でまた倉庫を新しくつくられるんじゃないかなと思っております。ちょっとだけだと大変ですよね。あの機械を。

○6番 いや、倉庫のことは分かったんですが、農地を実際御覧になりましたか。

○13番 見ました。すごく広い農地で、でも、そこはイノシシが出てくるんです。去年だったか、イノシシが全部掘ってしまって全滅したって話しておられました。今の場所がイノシシがとてもたくさん出るところだそうです。一定ちょうど餅米もあったんですけど、ある程度倒されていましたね。はい。

○6番 分かりました。ありがとうございました。

○藤井会長 よろしいですか。

私のほうからも一つ確認しますけれども、——の現在の農地も正式に契約して今後とも作られるということなんですか。

○事務局 というふうに聞いております。

○藤井会長 今回、こちらも農地——買われて、——ということ。

○事務局 そうですね。拠点は防府にするっていうふうには聞いております。

○藤井会長 そういうことらしいですね。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○13番 この件で私も感じたんですが、今、——がああいう状態でイノシシがすごく出るんですって。今、防府のこの新しい場所ですね、——の宅地の周りの田んぼとかあの付近はイノシシは

出ないんですか。

○藤井会長 出る。出ますね。

○13番 え、出ます。何か対策をしないと駄目なんですかね。

○藤井会長 あの辺りからずっと東のほう、―――の辺りまでは市の、市ですかね、県の事業でイノシシの柵を自治会単位でみんな設置されていますので、大体の対策はできてるんですけども、結局、やられるところはそうやってやられておるんですけども、やられていないところに移動して出てくるから、どこかで出てきますかね。

○13番 あの周りは出てくるってことなんですね。

○藤井会長 あの辺は柵は一応設置してあるんですけども、上にちょうど―――がありますので、そこに道がつながっておるんで、そこの道を塞ぐことができないんで、どうしてもそこからは出てくるような現状んですよ、今はね。

○13番 ありがとうございました。

○藤井会長 これはもうどこの皆さんも同じような悩みを持っておられると思いますんですね。そういう状況です。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 ここら辺の農地は1種農地の白地ですので、地域計画でも担い手がなかなか張りついていない農地ですので、このように―――が本気でやっていただくのはありがたいことだと思いますので、地元の農業者としても応援したいというふうに思っていますので、皆さんも何かありましたら協力してあげてほしいと思います。

特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第57号の4は、所有権移転の申請です。資料は15ページから18ページを御覧ください。現地確認を10月8日に事務局2名と私で行いました。申請者への聞き取りを10月13日に行いましたので、報告します。

申請地は、―――のすぐそばです。

譲渡人は――であり、―――なので、維持管理が困難であるため、譲り渡すことにしたということです。

譲受人は、―――に――で3条の耕作をし、順調にいっており、経営の拡大を考えていたとこ

ろ、今回の農地の話があり、引き受けることにしたそうです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は、特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件は、自宅から通える距離であるので、問題ありません。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺の農地の農業上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。

皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

本日は、推進委員の三戸さんがおいでです。三戸さんがいろいろお世話をされてあると聞いておりますし、隣の圃場も耕作されておるということで、何か御意見があれば発言いただければと思いますけれども、三戸さん、何かありますか。（「全くございません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

譲受人は、―――の月例総会で許可された新規就農者になります。今回、―――を規模拡大のため取得したいという内容でございます。就農後は、長年耕作されていなかったこの申請地の一部を試験的に水稻耕作されており、今後は―――については水稻を栽培したいと、―――については畑として利用したいという意向でございます。

なお、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しておりますので、問題ないものと判断いたします。

御多分に漏れず、——も高齢化の波が激しく、新規で農業される方が少ない状況にありますので、貴重な人材というふうに考えていますので、皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。はい、どうぞ。

○6番 6番の倉重です。営農計画書を見たんですけど、これ、稲作の道具が何も書いていないような気がするんですが、これは今からおそろえになるということで考えておいてよろしいんですね。

○4番 ここには記入がないんですが、今、田植え機は譲り受けられたらしいです。あと、今回、試験的にされたのは僅かなんんですけど、はぜかけのお米なんですよ。近所にははぜかけで作られている農家さんがあって、その方が指導されて、こういう形で今回の規模拡大の農地はまたはせかけ米を作りたいという意向です。コンバイン等はそこの家のをまたお借りしているっていう話なので、徐々にまた農機具はそろえられる予定です。

○6番 分かりました。ありがとうございました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第57号の6は、所有権移転の案件です。現地確認を10月の8日、事務局の方2名と池田委員で行いました。

譲受人、譲渡人への聞き取りですが、できませんでしたが、幸い10月11日に畑に来られていた譲受人——さんに話を伺うことができましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の24ページにありますように、これは——ですけど、——との間に位置しております。

隣のページですが、25ページですが、申請地の——で、——が進んでいます。その申請地の南側ですけど、——との間になりますけど、主が緑判定で、一部保全管理といった状況です。

譲渡人と譲受人との関係は——さんで、——で、——年前から譲受人の——がこの畑を管理しているとのことでした。

営農計画書にも書いてありますが、野菜とか果樹、これ、ちょっと広いんですけど、見た目、所狭しといろいろ植えてありました。感心させられたのは、川から遠いちゅうことで、水はどうしているのかなと思ったら、地下水をソーラー発電でくみ上げて使用していました。

取得後は、今後も——でこの畑を維持管理していくとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件については、——で耕作され、農機具もあり、現に耕作されていますので、問題ありません。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、——で作業され、農作業を行う必要がある日数についても従事されることです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら栽培されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、場所的に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。

皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第57号の7は、所有権移転です。

場所は、————のほうにあります。————から大分—kmぐらい離れてますかね。
前回も————。ここ上がってましたが、譲渡人は高齢のため、耕作困難で、
その田に隣接している譲受人が受けようとするものです。

譲受人は————、とてもお元気で、JAにも出荷されています。お手伝いの方々も
家族での協力もされています。

ここ、地番を見たらちょっと分かると思いますが、本当、山奥のほうです。雑木林がたくさんある
ようなところです。そのすぐ隣に、————っていうか、————があるんですけど、そこを
この————おられるんですね。————されているんですが、その譲受人の————
おられるそうです。だから、いろいろ雑木林
みたいなところだけど、いろんな営農計画書も見たら分かると思いますが、いろんなものを作っていく
きたいということありました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、第1号の全部効率利用要件、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号の地域調和要件も全てを満たしております。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、議案第58号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は31ページからになります。

議案第58号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は1件で、転用目的は、農業用倉庫が1件です。

受付番号1は農業用倉庫です。資料は31ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積58.8haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施行令第4条第1項第2号イの農業用施設です。

以上です。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。現地確認を10月6日に事務局と藤井会長と私の4人で行いましたので、それからまた電話によるいろんな質問なんかを——のほうにいたしました。その結果を御報告いたします。

前回も現地確認をしていた場所です。今回も事務局の方たちと行って、建物の場所なんかを確認いたしました。前回行ったときに話されていたことが、——で、山の木々が迫ってきていて、雨のときなど木々が垂れ下がり、——に当たるので困っていると話しておられたところです。そこの場所に倉庫を建てたいという案件でした。

今回、——の農地を転用して資材の保管倉庫を建設予定、農地転用許可取得後に建築確認申請を行う予定です。

皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、議案第59号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明いたします。議案書は4ページ、資料は37ページからになります。

議案第59号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は2件です。

転用事由の内訳は、自己用住宅が1件、太陽光発電設備が1件です。

申請番号1は、自己用住宅です。資料は37ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。地域計画変更及び開発許可申請中です。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は43ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

以上です。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。議案第59号の1は所有権移転で、自己用住宅を建設予定です。譲渡人の農地を譲り受けて自己用住宅を建設したいという申請です。現地確認を10月6日に事務局お二人と藤井会長と私の4人で行いました。また、倉庫の確認に10月14日午前中に御自宅に伺い、譲受人の方と倉庫の確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

この場所は、先ほど3条の議案第57号の2で畠――――の所有権移転をされた続きの土地――――に自己用住宅を予定されています。

農地の種別は第2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地です。

このたびの公共工事のため、住んでいる土地・建物が収用対象となつたため、代替地に公共移転住宅を建設予定です。

40ページの事業計画書にも記載しておりますほか、他法令として、地域計画変更申請中、開発許可申請中です。

皆様の御審議をどうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第59号の2は、太陽光発電設備に転用する所有権移転の申請です。現地確認を10月6日午後1時半から市事務局2名、石川小委員長さん、それと鍵谷農地利用

最適化推進委員と私の5名で行いました。そして、関係者への聞き取りを10月10日の午後行いましたので、結果を報告いたします。

現地は、資料の43、44ページを御覧ください。————です。裾野から——mくらい坂を上ったところです。行ってみると、日当たりがとてもいいので驚きました。

譲渡人の方は、以前から野菜作りがとても熱心な方で、現在は——畑で作り、——JAの入り口のところにあります防府朝市に出荷されています。しかし、————、近年、管理ができなくなり、困っておられたそうです。

譲受人の方も、そういう事情を聞かれ、あの辺りが日当たりがよく、ちょうどソーラーに適しているということで、購入されることになったそうです。

地域への説明会を開催され、————を含め一名出席され、周囲に迷惑をかけないようにと言わされたそうです。

47ページを御覧ください。

田の形がソーラーに向いているのか、建蔽率も——%といいようです。一側の端っこに、土砂ハザード該当のため、設置不可とありますが、一のほうが危険なようで、山の裾野にはコンクリートの擁壁がしてありますが、手前のほうは普通に建設できる地域です。計画書どおりにしてくださいようにお願いいたしました。

43ページにありますように、集団農地面積1.5haのいずれの法令にも該当しない農地ということで、第2種農地です。

報告は以上でございます。皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、議案第60号、議案第61号、議案第62号、一括して上程させていただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は5ページからです。

議案第60号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機関間契約）についてで、議案第61号は、農用地利用集積等促進計画案（機関・受け手間契約）についてです。

議案第60号、議案第61号につきましては、県で公告予定の利用権設定が15件になります。農地の集積面積は3万2,475m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が5件、賃貸借権の設定

が10件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第60号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第61号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は13ページからです。

議案第62号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和7年11月26日公告予定の利用権設定が31件提出されています。

この件の集積面積は7万5,542.36m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が30件、賃貸借権の設定が1件です。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、地元委員さんとして説明しておきたいということがありましたら、この際、説明していただきたいと思います。

では、私のほうから。議案第62号の譲受人が防府市になっておるやつについて、地元委員さん、ちょっと皆さんに説明してください。

○5番 5番の原田です。今、会長のほうから指名がありましたので。議案第62号の1番から13番になろうかと思います。——が借受けをして、これ、——が作業を請け負っておるということで、————、————を受けて実施しておるというふうな状況で、今年一年目になります。

今、——haぐらいあります、来年に向けてこの1号から13号についてさらに増やしていくというふうな計画で、最終的には—ha、—haぐらいまでにしたいということで、あと、——地区につきましては、この地区、————という地区になりまして、地域計画の中では今空白の地帯ということで、大変形が非常に悪くって、道もないところもありますし、水系もちょっと入り乱れておるというふうなところで、なかなか大変なところなんですが、————というふうな情報も聞いておりまして、進めておるところでございます。

今後ともひとつよろしくお願いしたらと思います。以上です。

○藤井会長 ありがとうございました。以上、説明がありましたように、————という思いでやっております。現在、————haぐらいを目指しておるんですけども、————ためには——haぐらいの農地が必要ですので、——に限らず、まとまった耕作放棄地が用意できるところをまた紹介していただければ、耕作の検討も進めていきたいというふうに思いますので、今後とも御協力いただければと思います。

ほかに何かございませんかね。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。それぞれに分けて行いたいと思います。

まず、議案第60号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第60号、承認されました。

続きまして、議案第61号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第61号、承認されました。

続きまして、議案第62号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第62号、承認されました。

続きまして、議案第63号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案第63号は、令和8年度防府市農業施策に係る意見書についてです。

意見書は、先月案としてお渡ししていたものから、言い回しや語尾の部分を修正しておりますが、内容自体に変わりはないです。

内容なんですが、1番が農業経営への支援の継続・拡大、2番が農業を営む者の確保・育成及び耕作放棄地への対策、3番が青果市場移転による魅力あふれる潮彩市場の整備、以上の3点を上げております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 前回送られたやつと変わったところをちょっと説明しつづけてもらえた。今回ですね。

○事務局 まず、1番についてなんですかけれども、池田寛委員さんから御意見いただきまして、農地集積加速化支援事業奨励金が今後も継続を希望されるということを強く前面に出してほしいということだったので、1番について、補助金の奨励金の表現を追加しております。

3番のほうなんですかけれども、今、これが青果市場と潮彩市場を同じ場所に移転をして整備をすることが市のほうで決まっているようなんですかけれども、それに伴って、ちょっと内部の細かい部分について、要望というのが具体的なところがちょっとまだ見えてこないので、青果と潮彩市場の両方が一緒に設置されることによって、よりよい施設になるようにというような要望の仕方にちょっと変更させていただいて、作成のほうをさせていただいております。

○藤井会長 ありがとうございます。今の説明を踏まえて、この意見書について御意見があればお伺いしたいと思います。ございませんか。よろしいですか。これで承認いただけるようでしたら、これをもって正式に審議のほうに進めていきたいと思いますけど、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第63号、承認されました。

議案審議は以上でございます。

報告事項が議案第63号から議案第69号までございます。目を通してください、何かあればお伺いしたいと思います。

何か御意見ございませんか。はい、どうぞ。

○18番 18番、横木です。教えてください。議案第67号で、現況証明で非農地の判断をされているんですけど、利用状況として、例えば、――に転用許可を受けて非農地として利用されていると。転用許可というのはどういう内容でしたでしょうか。分かれば。転用されていないでこうなったということなのか、ちょっとよく見えないんですけど。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 こちらの転用許可に関しては、建て売り住宅や長屋住宅としてを許可されておるようなところでございます。その敷地の一部といいますか、道路の建て売り用地とか長屋住宅の計画の中の道路の一部というような形でございます。人が歩けるぐらいのところですね。道路というような形でございます。

○18番 もともと田か畑か知りませんけど、そういうところをそうしたら今建物を建てるために転用されて、その一部が（「そうですね」と呼ぶ者あり）何もされていないっちゅうこと。通路。

○事務局 通路というような形ですね。誰でも通れるような形になっております。

○18番 それが今回非農地ということになったっちゅうこと。

○事務局 そうですね。砂利とかそういったようなのはたしか入っていたかと思います。

○18番 はい。分かりました。すいません。

○藤井会長 よろしいですか。

○18番 そういうあれば農業委員の方とかがあれですか、確認はされる場合とされない場合があるんですか。こういう非農地の判断の対象には。

○事務局 そうですね。今回のように許可されておるところでは、特に農業委員さんの同行は特にはしていないような形でして、例えば山林化とか、あとは昭和45年9月末よりも前に非農地であろうというようなところだと、農業委員さん2名に確認いただいているような形です。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特にないようですので、以上で審議を終えたいと思います。

午後2時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月16日

議長 藤井伸昌

署名委員

署名委員